

令和7年10月度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和7年10月27日(月) 午後1時30分～

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による計画変更許可申請について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第5号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員(13名)

1番 櫻井正彦	2番 赤石忠秋	3番 新井茂
4番 石原郷士	5番 今泉達夫	6番 大澤恵美子
7番 木村修一	8番 清水照夫	9番 根岸千春
10番 星野邦夫	11番 星野健一	12番 星野文雄
13番 小林利信		

5. 欠席した農業委員(名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員(12名)

1番 岩澤道行	2番 大澤弘樹	3番 大塚孝一
4番 小倉正範	5番 尾澤勝	6番 鎌木久永
7番 小磯勝美	9番 関口光則	10番 高草木国雄
11番 武裕士	12番 松井正和	13番 柳澤照雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員(1名)

8番 鈴木伸一

8. 出席した事務局職員(3名)

事務局長 山銅敏男 係長 山本賢 主任 田村翼

- 事務局 それでは、これより令和7年10月の農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名となります。
- 会長 それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。
- 事務局 皆さんこんにちは。朝晩急に寒くなつて気持ちはいいんですけど、急に冷えたので、体に気をつけて頑張って仕事をしてもらいたいと思います。
- 会長 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 議事に入らせていただきます。
- 会期の決定
- 会長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年10月27日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 会期は令和7年10月27日、一日限りといたします。
- 議事録署名人の決定
- 会長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。
- (はい)
- 議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3番：新井 茂 委員」と「4番：石原 郷士 委員」の両名にお願いいたします。
- 議案第1号
- 会長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので、決定を求める。令和7年10月27日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は5件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、田、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、売買の設定を行いたく申請するもの。
番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり

ます。笠懸町阿左美、畠、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号1番

議長

番号1番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議長

番号2番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。

番号3番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畠、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

番号4番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畠、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号3番

議長

番号3番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議長 番号4番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号5番についてご説明いたします。

番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、売買の設定を行いたく申請するもの。

以上1件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号5番

議長 番号5番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号5番の申請は可決いたします。

議案第2号

議長 日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があつたので、決定を求める。
令和7年10月27日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は3件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
大間々町小平、畠。一般住宅用地。昭和 48 年に父が農地転用の許可を得ずに一般住宅を建築していたことが、相続を受けた際に判明したため、正しく農地転用を得たく申請するもの。

番号 2 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
東町小夜戸、畠。墓地用地。農地転用の許可を得ずに墓地用地として利用していたことが、相続を受けた際に判明したため、正しく農地転用の許可を得たく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

議 長

番号 1 番について、大間々第 15 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員

10 番、星野です。地図の 1 番をご覧ください。この申請地ですが、国道 122 号線桐原に福岡大橋があります。福岡大橋を渡って頂くと小平方面と桐原方面に丁字路で別れるんですが、それを小平方面に向かって頂きまして、約 3 km 位行きますと小平鍾乳洞が右手にあります。その小平鍾乳洞を右手に見て、そこに橋があるんですが、橋を渡ってすぐ川沿いを左に折れて約 100m 位を上へ登って行きますと申請地があります。始末書にありますように、やむを得ないかなと思います。審議の程よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

議 長

番号 2 番について、東第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、今泉です。地図の2番をご覧ください。申請地は122号線を日光方面に花輪の信号を右に曲がりまして、道なりに花輪方面に下って行きますと、わたらせ渓谷鉄道の踏切があります。踏切を渡ってすぐ左に曲がりまして、橋を渡って道なりに上って行きますと花桃街道に出ます。その花桃街道を桐生黒保根方面に向かって行きますと、東町小夜戸の人家の1番最終集落のあたりに申請地があります。概ね、122号線から〇〇生コンの川向こうあたりとイメージして考えてもらいますと、申請地がわかると思います。始末書もあることですし、慎重審議の程よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ござりますか。

12番委員 12番星野です。墓地用地という転用が可能かどうかという事と、墓地用地になれば非課税の土地になる訳ですが、ここ農業委員会のあの所ですね。そこを通るのかどうか。この所は墓を移したわけじゃないから、違う方の法律にふれないかとは思うんですけど、そのへんが少し疑問に思ったので質問させて頂きました。

事務局 墓地については、SDGs推進課で墓地台帳を管理しており、新規墓地への許可は宗教法人等でないと認められないが、昭和23年の墓地埋葬法施行前からの墓地であれば、関係機関等の手続きが認められれば墓地として登録することができるよう

12番委員 お寺さんに前に聞いたんですけど、墓地として新しい申請をする場合はそこから、300から500mのところの住民の承諾書をもらわないと墓地への転用が出来ないとお寺さんに聞いた事もあったので、疑問符が涌いたという事です。

議長 他にご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号3番についてご説明いたします
番号3番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
東町小夜戸、畠。一般住宅用地。農地転用の許可を得ずに一般住宅用地として利用していたことが、相続を受けた際に判明したため、正しく農地転用の許可を得たく申請するもの。
以上1件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号3番

議長 番号 3 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

議長 番号 3 番について、東第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、今泉です。地図の 3 番をご覧ください。先ほどの地番が近いので同じような場所です。国道 122 号線を日光方面に花輪の信号を右に曲がり、花輪方面に下つていくと、わたらせ渓谷鉄道の踏切があります。踏切を渡りまして、左に曲がって橋を渡って道なりに坂を上って行きますと、花桃街道に出ます。花桃街道を桐生黒保根方面に向かって行きますと、東町小夜戸の最後の集落に出ます。その 1 軒目のあたりの所が申請地になります。審議の程よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があつたので、決定を求める。令和 7 年 10 月 27 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。番号 1 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畠、当初の事業計画、一般住宅及び貸家住宅。計画変更後の事業計画、露天駐車場用地。施設概要、露天駐車場。当初計画どおりに活用できていない土地について露天駐車場用地として使用するため。以上 1 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 1 番

議長 番号 1 番について、笠懸町第 10 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、根岸です。地図の 4 番をご覧ください。大間々境線を大間々の方から境の方へ向かって、西鹿田に入って最初の○○の信号を境の方へ向かって左に折れて 150m 程の右側にあるんですが、今現在は空き地になっていて、草は刈られているんですが、何も使われていない状態で放置されている所です。特に他に農地とい

うものが隣接されている訳ではないので、大丈夫かなと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ござりますか。

12番委員 12番星野です。当初計画者の住所が山田郡になっているんですけど、許可年月日が昭和54年だったので、山田郡という事で記載されているという事でよろしいでしょうか。

事務局 許可が昭和54年という事で申請並びに許可書につきましても山田郡という表示になっているものですから、その表示について、書類の通りということで、記載させていただいています。

議長 他にご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第4号

議長 日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は4件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畠。露天駐車場用地、売買。露天駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。
番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畠。一般住宅用地、使用貸借。一般住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、使用貸借の話がまとまったため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号1番

議長 番号1番について、笠懸第10区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、根岸です。地図の4番をご覧ください。先ほどと同じ場所であります。同じ所ですので、慎重審議の程よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ござりますか。

12番委員 12番星野です。この土地は前の議案を見ると、一部承継になっているんですけど、こちらの方の面積が450m²なんですけど、申請の出ていないところというのは、当初計画通り進めるという事なんですか。それともう1点、聞いたことのない介在畠というのはどのような物ですか。

事務局 介在畠は、税法上の言葉でありまして、農地転用しますと、農地転用した段階で畠から税法上介在畠という取扱いになります。基本的に登記が済みますと、本件であれば、露天駐車場用地ということで、税法上の手続きをすすめていくかたちになります。転用の許可後から、登記までの間につきまして、税法上介在畠という取扱いになっております。

一部承継については、議案第3号の備考のところにも土地の面積は当初計画以降に分筆があった為、今回の5条申請と相違ありと書かせて頂いているんですが、もともとは地図4を見て頂くと、根岸さんの方から説明があった右側の図面のところの赤で囲ってある所の南側の土地と一体の土地でした。転用許可後に2筆に分筆されております。元々の申請では、この2筆が1つの申請地としてあがつたのですが、約半分には一般住宅が建って計画通り遂行されているけど、残りの半分が何も行われていないという状態になっているので、一部承継という所で出して頂いています。

議長 他にご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議長 番号2番について、笠懸第7区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、木村です。地図の5番をご覧ください。50号を南にさがりまして、踏切の手前の○○の三叉路を右に曲がりまして、100m位に○○というアパートの道隣の土地なんですけど、慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。

番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畠。一般住宅用地、売買。一般住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。

番号 4 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畠。露天駐車場用地、売買。露天駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、笠懸第 7 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 6 番をご覧ください。50 号を南に向かって踏切を越えまして、レストラン〇〇が右側にあるんですけど、それを 200 か 300m 行きますと、〇〇運送という看板があるところを右へ曲がりまして、200m 位行った所です。草も刈ってあってきれいになっています。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、大間々第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、大澤です。地図の 7 番をご覧ください。〇〇病院が増築された建物が建っております。この県道太田大間々線を挟んでテナントがありまして、その西側にあたります。住宅に囲まれてこんな所に農地があったのかというような感じで、最近まで何か作られていたのか、きれいになっておりました。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番につい

て原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長　　挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会長　　日程第 5 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 7 年 10 月 27 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 1 件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

設定する土地は 3 箇あります。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑となります。

新規設定 1 件の地積合計は、8,886 m²となります。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長　　事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長　　意見等ないようですので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長　　挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和 7 年 10 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻　　令和 7 年 10 月 27 日 午後 2 時 30 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人
会長 小林利信
3番委員 新井茂
4番委員 及原、郷士